

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例制定について

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例

周南市コアプラザかの条例（平成20年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表周南市コアプラザかのの項中「、字下市3189番の1」を削る。

別表第1講堂の項を削る。

別表第2講堂の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市コアプラザかの条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
(設置等) 第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の推進並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。					(設置等) 第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の推進並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。				
名称		位置			名称		位置		
周南市コアプラザかの		周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地、 <u>字下市3189番の1</u>			周南市コアプラザかの		周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地の		
2・3 (略)					2・3 (略)				
別表第1 (第8条関係) 使用料					別表第1 (第8条関係) 使用料				
施設	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価	施設	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
(略)					(略)				
大研修室	1,390円	1,990円	1,990円	398円	大研修室	1,390円	1,990円	1,990円	398円

現行					改正案	
講堂	4,820円	6,910円	6,910円	1,382円		
備考 (略)					備考 (略)	
別表第2 (第8条関係) 冷暖房使用料					別表第2 (第8条関係) 冷暖房使用料	
施設		1時間につき			施設	1時間につき
(略)					(略)	
大研修室		171円			大研修室	171円
講堂		20円				
備考 (略)					備考 (略)	